

○京都市景観・まちづくりセンター条例

平成15年3月25日

条例第74号

京都市景観・まちづくりセンター条例

(設置)

第1条 本市固有の趣のある市街地の景観の保全及び形成に資する活動並びに地域の良好な生活環境を確保するためのまちづくりの活動(以下「景観・まちづくり活動」という。)その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市景観・まちづくりセンター

位置 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

(事業)

第2条 京都市景観・まちづくりセンター(以下「センター」という。)においては、次の事業を行う。

- (1) 景観・まちづくり活動のための施設の提供
- (2) 景観・まちづくり活動に関する相談
- (3) 景観・まちづくり活動に関する情報の収集及び提供
- (4) 景観・まちづくり活動に関する資料の展示
- (5) 景観・まちづくり活動に関する講座等の開催
- (6) 景観・まちづくり活動を行うもの相互の間の交流の促進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用資格)

第5条 会議室(大会議室を除く。), 和室, 作品展示コーナー及び児童室を使用することができるものは, 景観・まちづくり活動を行うものとする。

(使用の許可)

第6条 会議室, 和室, 作品展示コーナー及び児童室並びに付属設備を使用しようとするものは, 指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第7条 指定管理者は, 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは, センターの使用を制限し, 又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の使用者に迷惑を掛け, 又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

2 指定管理者は, 会議室, 和室, 作品展示コーナー又は児童室の使用について, 京都市市民活動総合センター条例第6条, 京都市長寿すこやかセンター条例第6条又は京都市福祉ボランティアセンター条例第6条の規定による許可がされたときは, 前条の規定による許可をしないものとする。

(使用料)

第8条 大会議室及び付属設備の使用の許可を受けたもの並びに駐車場を使用するもの(自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。)は, 別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料(駐車場の使用料を除く。)は, 前納しなければならない。ただし, 市長が特別の理由があると認めるときは, この限りでない。

3 駐車場の使用料は, 自動車を退場させる際に納入しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は, 還付しない。ただし, 市長が特別の理由があると認めるときは, この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は, 特別の理由があると認めるときは, 使用料を減額し, 又は免除することができる。

(特別の設備)

第11条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は, 使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは, 指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成15年4月30日規則第19号で平成15年6月23日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年12月26日条例第105号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 第1条の規定 平成18年1月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他作品展示コーナー及び児童室を供用するために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都市景観・まちづくりセンター条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の

申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる同条の規定による改正後の京都市景観・まちづくりセンター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 4 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

別表第1(第4条関係)

区分	開所時間	休所日
相談室、京のまちかど展示コーナー及び図書コーナー以外の施設	午前9時から午後9時30分まで	1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで並びに別に定める日
相談室及び京のまちかど展示コーナー	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時から午後5時まで	
図書コーナー	午前10時から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時まで	

別表第2(第8条関係)

区分	使用料
大会議室	午前 円 13,500
	午後 18,000
	夜間 23,600
駐車場(1回につき)	400円。ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに200円を400円に加えた額
付属設備	別に定める。

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。
- 2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて大会議室を使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど別に定める。

○京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則

平成15年4月30日

規則第17号

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則

(休所日)

第1条 京都市景観・まちづくりセンター条例(以下「条例」という。)別表第1に規定する別に定める日は、毎月の第3火曜日(当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日とする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京都市市民活動総合センター等の使用の許可の申請書の様式を定める規則に規定する申請書に条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(受付期間)

第3条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市固有の趣のある市街地の景観の保全及び形成に資する活動並びに地域の良好な生活環境を確保するためのまちづくりの活動を行うものが申請する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日
 - ア 大会議室又は大会議室と併せて使用する大会議室以外の会議室、和室若しくは児童室に係る申請 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の6箇月前の月の初日
 - イ 大会議室以外の会議室、和室又は児童室(大会議室と併せて使用するものを除く。)に係る申請 使用日の属する月の3箇月前の月の初日
 - ウ 作品展示コーナーに係る申請 使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日)の属する月の3箇月前の月の初日
- (2) 前号に掲げるもの以外のものが申請する場合 使用日の属する月の3箇月前の月の初日

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使

用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用期間)

第5条 作品展示コーナーの使用期間は、14日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを延長することができる。

2 京都市景観・まちづくりセンターの休所日は、前項の期間に算入する。

(使用料)

第6条 条例別表第2に掲げる付属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に相当する額
- (3) 使用日の1箇月前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第9条 条例第11条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年12月28日規則第114号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区分		単位	使用料
マイクロホン		1本	円 1,200
無線マイクロホン装置		1チャンネル	3,000
音響設備		一式	700
マルチメディアプロジェクター	大会議室用		3,000
	会議室(大会議室及び第3会議室を除く。)用		1,200

備考 この表に掲げる使用料の額は、条例別表第2に掲げる使用時間の区分の1区分当たりの額とする。